

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

目 次	
一 酒税関係の改正……………	918
1 ビールに係る酒税の税率の特例措置の延長……………	918
2 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の延長……………	919
3 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置等の延長……………	920
4 電子帳簿等保存制度の見直しに伴う輸出酒類販売場制度に係る電磁的記録の保存制度に関する見直し……………	921
5 酒類業組合等が提出する申請書等における押印義務の廃止……………	922
二 たばこ税関係の改正……………	923
1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の改正……………	923
2 たばこ税の手持品課税申告書の押印代替措置の廃止……………	924
三 航空機燃料税関係の改正……………	925
1 航空機燃料税の税率の特例措置の拡充……………	925
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充……………	926
3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充……………	927
四 自動車重量税関係の改正……………	927
1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等……………	927
2 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長……………	931
3 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の延長等……………	931
五 印紙税関係の改正……………	934
1 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長……………	934
2 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長……………	935
3 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長……………	936
4 東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長等……………	937
5 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長……………	938

一 酒税関係の改正

1 ビールに係る酒税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者のうちその年度の前年度における全ての酒類の課税移出数量（以下1において「前年度総課税移出数量」といいます。）が10,000kl以下である者がその製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合、又は平成30年3月31日以前にビールの製造免許を受けた者のうち前年度総課税移出数量が10,000kl以下である者が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の前年度におけるビールの課税移出数量（以下1において「前年度課税移出数量」といいます。）が1,300kl以下であるときは、その年度に酒類の製造場から移出するビール（酒税法第30条第3項（再移出控除）の規定の適用を受けるものは除かれます。）の200klまでのものに係る酒税の税額は、次のとおりとされてきました（旧措法87の4）。

① 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた特例適用製造者（前年度総課税移出数量が10,000kl以下である者をいいます。以下1において同じです。）でビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税額

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則規定（旧酒税法第23条（令和2年10月1日以降は平成29年改正法附則第36条）の規定をいいます。以

下1において同じです。）により計算した税額の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の85

② 平成30年3月31日以前にビールの製造免許を受けた特例適用製造者で平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税額

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え1,300kl以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kl以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の85

(2) 改正の内容

本特例は、小規模なビール製造業への参入促進及び創業期における経営基盤の強化に資する観点から講じられた措置であり、一般に創業期とされる期間を超えて適用されている実態やビールの税率が酒税改革（平成29年度税制改正）により大幅に引き下げられることとされていることを踏まえる必要があるものの、小規模ビール製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、その適用期限を令和5年3月31日まで2年延長することとされました（措法87の4）。適用期限延長後の本特例に係る税額は次のとおりです。

① 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた特例適用製造者でビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税額

イ 前年度課税移出数量が1,000klを超え

1,300kℓ以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kℓ以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の85

② 令和3年3月31日以前にビールの製造免許を受けた特例適用製造者で令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間 前年度課税移出数量が次のいずれの場合に該当するかに応じて、それぞれ次の税額

イ 前年度課税移出数量が1,000kℓを超え1,300kℓ以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の92.5

ロ 前年度課税移出数量が1,000kℓ以下の場合 本則規定により計算した税額の100分の85

(3) 適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

2 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、酒類の製造場内の建物や製造設備が流失・損壊する等、数多くの酒類製造者が甚大な被害を受けました。このため、こうした被災した酒類製造者については、事業の復旧に向けて、費用負担が増大すると見込まれました。

他方、中小零細な清酒等（租税特別措置法第87条第1項に規定する清酒等をいいます。以下2において同じです。）の製造者に対する同条の規定による酒税の軽減措置（以下2において「清酒等に係る中小特例」といいます。）が、平成23年4月からその軽減割合が縮減されることになっていたため、こうした状況を考慮して、清酒等に係る中小特例の対象者のうち、東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた者について、清酒等に係る中小特例の軽減割

合の縮減による影響を緩和する観点から、これらの者が移出する清酒等に対して、平成23年4月以降も当面、縮減前の軽減割合を継続して適用できるようにする等の措置が講じられました。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間において、その年度の前年度における清酒等のそれぞれの酒類の課税移出数量が1,300kℓ以下であるときは、その清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（その前年度における課税移出数量が1,300kℓ以下である品目と同じ品目の酒類に限られ、酒税法第30条第3項（再移出控除）の規定の適用を受けるものは除かれます。）の200kℓまでのものに係る酒税の税額は、租税特別措置法第87条の規定により計算した税額の100分の93.75とされていました（旧震災税特法43の2①）。

(注) 本特例の適用を受けようとする清酒等の製造者（以下2において「被災酒類製造者」といいます。）は、平成24年3月31日までに一定の事項を記載した申請書を国税庁長官に提出し、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき以下の要件のいずれかを満たすものとして国税庁長官の確認を受ける必要があります（旧震災税特法43の2②、旧震災税特令34①②）。

(i) 東日本大震災により自己の酒類の製造場において清酒等の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備（以下2において「清酒製造設備等」といいます。）に損害が生じ、その損害の金額（保険金等により補填される部分の金額は除かれます。）がその製造場における清酒製造設備等の価額の10分の5以上であること。

(ii) (i)のほか、東日本大震災により自己の酒類の製造場における清酒製造設備等のうち主要なものが滅失又は損壊（通常の修繕に

よっては原状回復が困難な損壊に限られま
す。)をしたことによってその製造場におけ
る清酒等の製造又は貯蔵が困難となったこ
と。

(3) 改正の内容

本特例は、被災酒類製造者について、清酒等
に係る中小特例の軽減割合の縮減による影響を
緩和する等の観点から講じられたものであり、
復興・創生期間後の期間における支援策の重点
化が「復興・創生期間」後における東日本大
震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日
閣議決定）」により示されていることを踏まえ
る必要があるものの、同方針では引き続き被災
地の復興に向けて取り組むとされていること等
を踏まえ、その適用期限を令和5年3月31日ま
で2年延長することとされました（震災特法
43①）。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日から施行さ
れています（改正法附則1）。

3 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置 等の延長

(1) 改正前の制度の概要

沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち沖
縄の酒税法の規定による免許を受けて復帰前か
ら引き続き酒類を製造していたものとして所轄
税務署長の指定を受けた製造場において製造さ
れた酒類で、令和3年5月14日までに、沖縄県
の区域内にある酒類の製造場から移出されるも
の（沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する
目的で酒類の製造場から移出されるものは除か
れます。）に係る酒税の税額は、本土の税額の
100分の80（単式蒸留焼酎（泡盛等）にあって
は本土の税額の100分の65）とされていました
（旧沖特法80①一、旧沖特令72）。

（注） 昭和47年5月に沖縄が本土に復帰するに際
し、復帰前の沖縄における酒類の税負担を本

土と比較すると総体として低い水準にあった
という実情を踏まえ、酒税について復帰後直
ちに本土の税制をそのまま適用するとした場
合には、沖縄における一般消費者の生活や産
業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたこ
とから、その影響を緩和するため、復帰後5
年間は、沖縄県産酒類については、原則とし
て復帰前の税負担水準を維持する措置が講じ
られました。

その後、昭和52年においては、本特例の適
用期限を5年間延長するとともに、税負担水
準を段階的に本土並みに近づけていくための
措置が講じられましたが、沖縄県の社会経済
情勢等を考慮して、昭和57年度、同62年度、
平成4年度、同9年度、同14年度、同19年度
及び同24年度においては5年間、平成29年度
及び令和元年度においては2年間、それぞれ
期限延長措置が講じられてきたところです。

また、沖縄県の区域の全部又は一部の区域を
地区とする酒販組合については、令和3年5月
14日までは、酒税の保全及び酒類業組合等に関
する法律（以下3及び5において「酒類業組合法
」といいます。）における酒販組合の構成要件
に関する規定及び構成要件を欠く酒販組合に
対する解散命令に関する規定は適用しないこと
とされていました（旧沖特令110）。

（注） 酒類販売業者については、酒類業組合法の
規定により、酒販組合を設立することができ
るとされています。

その設立に際しては、組合員の総数がその
地区内の組合員たる資格を有する者の総数の
3分の2以上であることが必要とされていま
す（酒類業組合法14③）。

また、酒販組合がこの構成要件を欠くに至
ったときは、財務大臣は、酒販組合に対して、
その解散を命ずることができることとされて
います（酒類業組合法90二）。

(2) 改正の内容

本特例は、沖縄の復帰に伴い、本土税制の沖

縄県における円滑な実施を図るための経過的な措置として講じられたものであり、沖縄県の産業振興、県民生活の安定向上に大きく寄与してきたところです。

本特例が、沖縄の復帰に伴い本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図ることを目的としたいわば経過的な特例でありながら、創設から50年近く継続していることを踏まえる必要があるものの、本特例の適用期限の到来に際して、沖縄県の社会経済情勢、酒類販売業者の特殊事情等を考慮し、また、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく他の税制措置と併せ本特例の効果等についても検証されることも踏まえ、その適用期限を令和4年5月14日まで1年延長することとされました（沖特法80①一、沖特令72、110）。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

4 電子帳簿等保存制度の見直しに伴う輸出酒類販売場制度に係る電磁的記録の保存制度に関する見直し

(1) 改正前の制度の概要

酒類製造者が輸出酒類販売場（消費税の輸出品物販売場の許可を受けた酒類の製造場であること等の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。以下4において同じです。）において訪日外国人旅行者等に対して一定の手続（以下4において「免税販売手続」といいます。）により販売した場合には、当該酒類に係る酒税を免税とする制度（いわゆる「酒蔵ツーリズム免税制度」）が設けられています（旧措法87の6）。

この場合の免税販売手続においては、酒税の免税の適用を受けるための要件の一つとして、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、国税

庁長官に提供した酒類購入記録情報（注1）に係る電磁的記録（承認送信事業者（注2）から提供を受けた酒類購入記録情報又は交付を受けた書面を含みます。）を保存しなければならないこととされています（注3）。

（注1） 酒類購入記録情報とは、旅券等に記載された情報を提供した非居住者が購入した免税酒類（輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が自ら製造等をした酒類であって消費税の輸出品物販売場制度の適用を受ける酒類をいいます。）の税率の適用区分（品目を含みます。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録をいいます（措令46の8の2④、措規37の4③）。

（注2） 承認送信事業者とは、一定の要件を満たす事業者で、消費税の市中輸出品物販売場を経営する事業者のために消費税の購入記録情報（消費税法施行規則第6条第7項に規定する購入記録情報をいいます。）を国税庁長官へ提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいいます（消令18の4④）。

（注3） このような免税販売手続の電子化は平成30年度税制改正によるものですが、直ちに免税販売手続の電子化を行うことが困難な小規模な酒類製造者に配慮する観点から、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、従来の書面等による免税販売手続によることができることとされています（平成30年改正令附則45②）。

(2) 改正の内容

酒税の輸出酒類販売場制度は、消費税の輸出品物販売場であることが免税の要件とされているなど制度として消費税の輸出品物販売場制度と密接に関連する仕組みとなっているところです。

今般、消費税の輸出品物販売場制度においては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、電磁的記録の適正な保存を担

保する観点から、その保存すべき電磁的記録について隠蔽し、又は仮装された事実に基づき申告が行われた場合の重加算税の特例が創設されました（注）。

このため、酒税の輸出酒類販売場制度についても、両制度が円滑に運用されるようその取扱いを揃えることが適当であり、また、輸出酒類販売場制度における電磁的記録の適正な保存を担保する意義も同様であるとの観点から、消費税の輸出物品販売場制度における見直しと同様に、重加算税の特例の対象となるよう整備が行われています。

具体的には、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が保存しなければならないこととされている国税庁長官に提供した酒類購入記録情報に記録された事項に関して、酒税につき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正又は決定（以下4において「期限後申告等」といいます。）があった場合において、重加算税が課されるときには、その期限後申告等に基づき課する重加算税の金額に、重加算税の計算の基礎となるべき税額のうち当該期限後申告等の基因となる電磁的記録に記録された事項（隠蔽し、又は仮装されたものに限ります。）に係る税額の10%を加算した金額とすることとされました（措法87の6⑪）。

（注） 消費税法における電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例については、前掲「消費税法等の改正」の「五 電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の創設」をご参照ください。

（3）適用関係

上記の改正は令和4年1月1日以後に法定申告期限（国税通則法第10条第2項の規定により

当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第61条第1項第2号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日となります。）が到来する酒税について適用されます（改正法附則1、78）。

5 酒類業組合等が提出する申請書等における押印義務の廃止

（1）改正前の制度の概要及び改正の内容

酒類製造業者や酒類販売業者は、酒類業組合法に基づき、酒税の保全に協力し、共同の利益を増進するため、酒類業組合を組織することができることとされています。

酒類業組合は、例えば設立しようとする場合の財務大臣への設立認可の申請など、各種手続を行うことが求められており、これらの手続において提出する書面への押印が求められていました（旧酒類業組合規別紙様式第1～第16）。

こうした書面への押印についても、税務関係書類における押印義務と同様、廃止することとされました（税務関係書類における押印義務の廃止については、後掲「国税通則法等の改正」の「一 税務関係書類における押印義務の見直し」をご参照ください）。

具体的には、令和3年4月1日以後に提出する、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則別紙様式第1から別紙様式第16による申請書等については、書面の提出者等の押印が不要とされました（酒類業組合規別紙様式第1～第16）。

（2）適用関係

上記の改正は令和3年4月1日から施行されています（改正酒類業組法規附則1）。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについて、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出されていた簡易税率（注1）が関税定率法に定められており、これを適用することとされていました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、紙巻たばこに対する関税が無税とされたことに伴い、それまで入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに適用されていた関税定率法に基づく簡易税率が適用できなくなりましたが、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、その簡易税率の水準で「入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置」が租税特別措置法に設けられました。

その後、平成元年度税制改正において、その適用対象に別送品が加えられ、また、平成15年度、平成18年度、平成22年度及び平成30年度税制改正におけるたばこ税率の引上げ並びに平成26年4月及び令和元年10月の消費税の引上げに伴い、それぞれ本特例の税率も引き上げられており、令和3年3月31日までの措置として、1,000本につき13,500円の税率とされていました（旧措法88の2）。

（注1）「簡易税率」とは、入国者が入国の際に携帯又は別送して輸入する貨物に対して適用される関税率であり、関税、内国消費税及び地方消費税の税率を総合したものを基礎

に定められたものですが、関税が無税の貨物には適用できないこととされています（関税定率法3の2）。また、簡易税率の適用を受ける貨物については、消費税などの内国消費税は課されないこととされています（輸徴法2の2）。

（注2）平成10年12月に創設されたたばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき14,000円の税負担でした。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています（措法86の3）。

(2) 改正の内容

① 適用期限の延長

本特例については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置とされていることから、本特例の適用期限も関税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長されてきました。

令和3年3月31日に期限が到来する本特例の適用期限については、令和3年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の適用期限が1年延長されることに併せて、令和4年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2①）。

② 税率の引上げ

平成30年度税制改正では、たばこ税の税率について、平成30年10月1日、令和2年10月1日及び令和3年10月1日に、それぞれ国と地方をあわせて1,000本につき1,000円ずつ段階的に引き上げられることとされました。

上記①のとおり、本特例の適用期限は令和4年3月31日まで1年間延長することとされたことから、令和3年10月1日に予定されているたばこ税率の引上げに併せ、本特例の適用を受ける紙巻たばこに係る特例税率を1,000本につき1,000円引き上げることとされました（措法88の2①）。

これにより、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき15,000円の税負担となります。

(3) 適用関係

上記(2)①の改正は令和3年4月1日から施行されており、上記(2)②の改正は令和3年10月1日以後に、入国者が携帯し、又は別送して輸入する紙巻たばこについて適用することとされています（改正法附則1）。

2 たばこ税の手持品課税申告書の押印代替措置の廃止

(1) 改正前の制度の概要

平成27年度税制改正における旧3級品のたばこ税の見直しや平成30年度税制改正におけるたばこ税の見直しの際に、手持品課税（注）が実施されていますが、手持品課税の対象となる者は、その貯蔵場所（小売販売業者にあつては営業所）ごとに、その所持する製造たばこの数量及び納付すべき税額等を記載した申告書（以下2において「手持品課税申告書」といいます。）を、その申告期限までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされています。

この手持品課税申告書については、令和3年

度税制改正による改正前の国税通則法第124条第2項により、法人が提出者である場合にはその法人の代表者が押印しなければならないとされており、手持品課税の対象者が多数の貯蔵場所で製造たばこを所持している場合には、その貯蔵場所ごとに申告書を作成し、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出する必要があるため、膨大な数の申告書への押印といった事務負担の問題がありました。

そのため、平成30年度税制改正により、手持品課税の対象者が2以上の場所で製造たばこを所持する法人であつて、手持品課税申告書について押印により難い特別な事情がある場合には、手持品課税の申告期限までに国税庁長官に対して届出書を提出することにより、押印に代えて、その者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法（以下2において「押印代替措置」といいます。）によることができることとされていました（旧平成27年改正法附則52⑭、旧平成30年改正法附則51⑬）。

（注） たばこ税や酒税等の製造場移出課税等を採用している個別間接税の税率引上げに際しては、従来から、流通段階にある在庫品に対して新旧税率の差額を調整する手持品課税が行われています。

この手持品課税を行う理由は、たばこ税は、製造たばこの最終消費者に負担を求めることが予定された間接税であることから、税率引上げ前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られて流通段階に留まっている製造たばこについても、税率引上げ後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこ同一の税負担を求める必要があることなどによるものです。

具体的には、製造たばこに係るたばこ税率の引上げの日に製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、製造たばこを販売のために所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して手持品課税として新旧税率の差額分

に相当するたばこ税を課税することとされています。

(2) 改正の内容

税務関係書類における押印義務については、国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりあらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、原則として押印義務を廃止することとされています（税務関係書類における押印義務の廃止については、後掲「**国税通則法等の改正**」の「一 税務関係書類における押印義務の見直し」をご参照ください。）。

（参考）「**規制改革実施計画**」（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

これを踏まえ、押印を前提としたたばこ税の手持品課税申告書の押印代替措置についても、前提となる押印義務が廃止されることに伴い、廃止することとされました。

具体的には、令和3年4月1日以後に提出する手持品課税申告書については法人の代表者の押印が不要となり、押印代替措置については廃止されることとなりました。

（注）令和3年3月31日以前に押印代替措置に係る届出書を提出済みの場合であっても、同年4月1日以後に提出する手持品課税申告書については、法人の代表者の押印及び押印代替措置（その者が保有する印の印影の写しの印字等）のいずれも不要となりました。

(3) 適用関係

上記の改正は令和3年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

三 航空機燃料税関係の改正

1 航空機燃料税の税率の特例措置の拡充

(1) 改正前の制度の概要等

平成23年度税制改正において、航空業界のグローバル競争が激化する中で、平成23年度から3年間を「集中改革期間」と位置づけ、航空会社のコスト削減や航空行政の改革（徹底的なオープンスカイの推進、首都圏空港の機能強化等）を行い、我が国航空会社の国際競争力を強化していくこととされ、その施策の一環として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航

空機燃料税について、その税率を航空機燃料1kl当たり18,000円（本則26,000円）に軽減する措置が講じられました。

その後、平成26年度税制改正及び平成29年度税制改正においては国内航空ネットワークの回復・充実を図るという観点からその適用期限がそれぞれ3年延長され、令和2年度税制改正においては航空会社各社が国内ローカル路線の充実に加えて、令和2年に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックを契機として訪日外国人旅行者の地方誘客を拡大するため、新しい施策や利用者利便向上につながる投資等

に集中的に取り組むこととしていることを踏まえ、こうした取組みを後押しする観点から、その適用期限が延長されました。その際、沖縄路線航空機に係る特例措置の延長期間（沖縄振興特別措置法の適用期限）を踏まえ、その延長期間は2年とされ、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法90の8）。

（注1） 航空会社各社は、平成26年度税制改正の際、国内ローカル路線の目標運航回数（平成28年度：約64.8万回/年）を設定し、それを行動目標として国内航空ネットワークの充実に向けて取り組み、利用者利便の向上を図ることとしていましたが、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正の際にも目標未達であったことから、引き続き同様の目標が掲げられています。

（注2） 「国内ローカル路線」とは、幹線（新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港を相互に結ぶ路線）以外の路線をいいます。

（2）改正の内容

本措置については、上記のとおり、令和4年3月31日までの措置とされていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模で航空需要の大幅な減少が続く中、航空ネットワークの維持や、2030年の訪日観光客6,000万人目標達成に向けた新たな投資等を支援する観点から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、その税率为航空機燃料1kl当たり9,000円（現行：18,000円）に引き下げることとされました（措法90の8）。

（参考） 上記の税制上の措置のほか、国内線に係る着陸料、停留料及び航行援助施設利用料についても軽減措置が講じられています。

2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充

（1）改正前の制度の概要等

平成9年度税制改正において、沖縄振興策の一環として、沖縄の重要な産業の一つである観光の一層の振興を図る観点から、本土一那覇路線（本土一沖縄本島間）の航空運賃引下げのための措置として、空港使用料の引下げ及び航空会社による協力とともに、当該路線航空機に平成14年3月31日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kl当たり15,600円（本則の5分の3）に軽減する措置が講じられ、平成11年度税制改正において、一層の沖縄振興を図る観点から、航空運賃の更なる引下げに資するため、その税率が更に引き下げられ、1kl当たり13,000円（本則の2分の1）とされました。

その後、平成14年度税制改正及び平成19年度税制改正においてはその適用期限がそれぞれ5年延長され、平成22年度税制改正においては旅客便に限定されていた本措置の対象に貨物便が追加され、平成23年度税制改正においては「航空機燃料税の税率の特例措置」の創設に伴い、本措置の税率を1kl当たり9,000円とする見直しが行われました。

また、平成24年度税制改正においては本措置の対象への本土一宮古島、石垣島又は久米島間の航路（那覇経由便を除きます。）の追加と2年間の延長措置が、平成26年度税制改正においては本措置の対象への沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機の追加と3年間の延長措置が、平成29年度税制改正においては3年間の延長措置が、それぞれ講じられ、令和元年度税制改正においては本措置の対象に下地島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。）との間を航行する航空機が追加されました。

令和2年度税制改正においては、沖縄振興特

別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく特例措置である本措置の効果等についても検証されることを踏まえ、その適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法90の8の2）。

(2) 改正の内容

1の改正により航空機燃料税の税率が9,000円に引き下げられたことに伴い、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合（本則の2分の1）に応じて1kl当たり4,500円（現行：9,000円）とすることとされました（措法90の8の2）。

3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充

(1) 改正前の制度の概要等

平成11年度税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kl当たり19,500円（本則の4分の3）に軽減する措置が講じられ、その後、期限の到来に伴い適用期限が延長されました。

平成23年度税制改正において、「航空機燃料税の税率の特例措置」が創設されたことに伴い、本措置の税率を1kl当たり13,500円とする見直

しが行われ、その後、平成26年度税制改正及び平成29年度税制改正において、それぞれ3年間の延長措置が講じられました。

令和2年度税制改正において、その適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法90の9）。

(注)「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定された奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定された離島をいいます。）と本邦の地域との間の路線（沖縄路線航空機に積み込まれた航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置が適用される路線を除きます。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定した路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線をいいます（旧措法90の9、措令50の4、特定離島路線の指定に関する告示（平成11年3月運輸省告示第173号））。

(2) 改正の内容

1の改正により航空機燃料税の税率が9,000円に引き下げられたことに伴い、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合（本則の4分の3）に応じて1kl当たり6,750円（現行：13,500円）とすることとされました（措法90の9）。

四 自動車重量税関係の改正

1 自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「エコカー減税」）の延長等

(1) 制度の趣旨等

平成20年当時、厳しい経済情勢の下で、自動

車の販売台数が減少し、裾野の広い関連産業に影響を及ぼすことが懸念されたことから、自動車の買換え・購入需要を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及・促進を図り、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につな

がる措置を講ずる観点から、平成21年度税制改正において、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検の際に納付すべき自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置が創設されました。

その後、累次の税制改正において、燃費基準等の切り替えや2回目の車検時に係る自動車重量税の免除など、所要の見直しが行われるとともに、平成24年度税制改正、平成27年度税制改正、平成29年度税制改正及び令和元年度税制改正において、その適用期限が延長され、令和3年4月30日までの措置とされていました。

(2) 改正前の制度の概要

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの間に新車に係る新規検査（予備検査を含みます。以下この四において同じです。）を受けたものについて、その納付すべき自動車重量税を免税、75%軽減、50%軽減又は25%軽減とすることとされていました（旧措法90の12①～④、旧措規40の4①～③）。

(3) 改正の背景及び内容

本措置は、燃費水準が向上すれば特例の対象となる自動車が増加し、政策インセンティブ機能が低下するという性質を有しており、適用期限の到来に合わせて見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとされています。

今回の見直しでは、我が国経済がコロナ禍にあることにも鑑み、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、乗用自動車については目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕

組みへ切り替えた上で、2回目車検時の免税対象を電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリット車等に重点化し、乗用自動車のうちディーゼル自動車（クリーンディーゼル車）については燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案して取扱いを改める等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされました（措法90の12）。

具体的には、次のとおり対象となる自動車の要件を見直すこととされました。

① 乗用自動車（ディーゼル自動車を除きます。）

イ 新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車（②及び③において「免税対象車」といいます。）は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものとする事とされました（措法90の12①四イ五、措規40の4⑦⑭）。

ロ 新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する自動車（③において「50%軽減対象車」といいます。）は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものとする事とされました（措法90の12③一イ二、措規40の4⑳㉟）。

ハ 新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する自動車は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を

達成しているものとするものとされました（措法90の12④一イ二、措規40の4④④）。

ニ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車（②において「2回目免税対象車」といいます。）は、この自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるものとするものとされました（措法90の12⑤）。

② 乗用自動車（ディーゼル自動車に限ります。）

イ 免税対象車は、平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合した自動車のうち、令和2年度燃費基準を達成しているものとするものとされました（措法90の12①六イ、措規40の4①⑥）。

ロ 2回目免税対象車は、免税対象車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるものとするものとされました（措法90の12⑤）。

③ バス（車両総重量が3.5t以下のガソリン自動車及びディーゼル自動車に限ります。）

イ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、令和2年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるものは免税対象車（措法90の12①四ロ六ロ、措規40の4⑩⑩）、令和2年度燃費基準を達成しているものはその新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する自動車（ロにおいて「75%軽減対象車」といいます。）（措法90の12②一イニイ、措規40の4⑳㉘）とすることとされました。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒

素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車

(ロ) 平成30年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないディーゼル自動車

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げるガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、令和2年度燃費基準に対する達成の程度が110%以上であるものは免税対象車（措法90の12①四ハ六ハ、措規40の4⑫⑫）、令和2年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるものは75%軽減対象車（措法90の12②一ロ二ロ、措規40の4㉕㉕）、令和2年度燃費基準を達成しているものは50%軽減対象車（措法90の12③一ロ三イ、措規40の4⑳㉘）とすることとされました。

(イ) 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないガソリン自動車

(ロ) 平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル自動車

(4) 適用関係

上記の改正は、令和3年5月1日（(3)②イの改正については、令和4年5月1日）以後に自動車検査証の交付を受ける自動車について適用されます（改正法附則1二・八）。

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）

【現 行】

令和元年5月1日～令和3年4月30日

EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車	2回免税
----------------------------	------

〔ガソリン車・LPG車〕

2020年度燃費基準 +90%達成～	2回免税
2020年度燃費基準 +40%達成～	免 税
2020年度燃費基準 +20%達成～	▲50%軽減
2020年度燃費基準 達成～	▲25%軽減

〔クリーンディーゼル車〕

	令和元年5月～ 令和3年4月
燃費基準の達成度 にかかわらず	2回免税

【改正後】

令和3年5月1日～令和5年4月30日

EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車	2回免税
----------------------------	------

〔ガソリン車・LPG車〕

2030年度燃費基準 120%達成～	2回免税
2030年度燃費基準 90%達成～	免 税
2030年度燃費基準 75%達成～	▲50%軽減
2030年度燃費基準 60%達成～	▲25%軽減

（注）減免対象は、2020年度燃費基準達成車に限る。

〔クリーンディーゼル車〕

	令和3年5月～ 令和4年4月	令和4年5月～ 令和5年4月
2020年度燃費基準 達成～	免 税 ^(※)	免 税 ^(※)
2020年度燃費基準 未達成	免 税	当分の間税率

（※）2030年度燃費基準120%達成車については、ガソリン車と同様、2回免税とする。

自動車重量税のエコカー減税の見直し（軽中量バス）

【現 行】

○軽量車（2.5t以下、ガソリンのみ）

燃費性能 排出ガス	2015年度 基準達成	+5%達成	+15%達成	+20%達成	+25%達成	電気自動車等
17年規制75%低減 or30年規制50%低減	減税対象外	▲25%軽減	▲50%軽減	▲75%軽減	免税	2回免税

○中量車（2.5t超3.5t以下、ガソリン・ディーゼル）

燃費性能 排出ガス	2015年度 基準未達成	達成	+5%達成	+10%達成	+15%達成	電気自動車等
ガソリン	減税対象外		▲50%軽減	▲75%軽減	免税	2回免税
			減税対象外	▲50%軽減	▲75%軽減	
ディーゼル	減税対象外		▲50%軽減	▲75%軽減	免税	2回免税
			減税対象外	▲50%軽減	▲75%軽減	

【改正後】 令和3年5月1日～令和5年4月30日

燃費性能 排出ガス	2020年度 基準未達成	2020年度 基準達成	+5%達成	+10%達成	電気自動車等
ガソリン	減税対象外		▲75%軽減	免税	2回免税
			▲50%軽減	▲75%軽減	
ディーゼル	減税対象外		▲75%軽減	免税	2回免税
			▲50%軽減	▲75%軽減	

2 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

バス等のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下単に「基本方針」といいます。）に基づき、計画的に進められているところですが、高齢者等の増加に加え、ベビーカーや子ども連れでも利用しやすい公共交通機関の実現等の要請の高まりもあり、平成23年3月に基本方針が改正され、令和2年度末までの新たな目標が定められました。

また、バリアフリー化は社会に望まれているものの、事業者にとってバリアフリー車両の導入に応じて収入が増加するものではないことから、バリアフリー化をさらに進めていくためには公的な支援を通じた適切な導入インセンティブを確保する必要がある点、バス等は、一般の乗用車等と比べて一度に輸送できる人員が多いことなどから、交通渋滞、交通事故、CO₂等の温室効果ガスの発生という外部不経済がその車両重量に比して軽減されている点等を踏まえ、平成24年度税制改正において、バリアフリー車両の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を免除する特例措置が創設されました。

その後、平成27年度税制改正及び平成30年度税制改正においてその適用期限が延長され、基本方針において定められていた目標の期限である令和3年3月31日までの措置とされました。また令和元年度税制改正において、本措置の対象に貸切バスとして使用される一定のバリアフリー車両が追加されました。

(2) 改正前の制度の概要

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける次の自動車について、その納付すべき自動車重量税を免除

することとされてきました（旧措法90の13、旧措規40の6）。

① 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車のうち、次に掲げるもの

イ ノンステップバス（自動車検査証においてその自動車がノンステップバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

ロ リフト付きバス（自動車検査証においてその自動車がリフト付きバスであることが明らかにされている自動車に限ります。）

② 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供するユニバーサルデザインタクシー（自動車検査証においてその自動車がユニバーサルデザインタクシーであることが明らかにされている自動車に限ります。）

(3) 改正の内容

本措置については、基本方針が改正され令和7年度末までの新たな目標が定められたこと、引き続き公的な支援を通じたバリアフリー車両の適切な導入インセンティブを確保する必要があること等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の13）。

3 車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の延長等

(1) 制度の趣旨等

我が国では、産学官が連携し、交通事故の削減に資する先進安全自動車の開発・普及を進めています。その成果として、大型貨物自動車向けの衝突被害軽減ブレーキが世界に先駆けて実用化されましたが、このような衝突被害軽減ブレーキを導入することは国際的な潮流となっており、我が国では、平成26年11月以降、順次、

大型貨物自動車に対して衝突被害軽減ブレーキの装備を義務付けることとされました。

こうした状況も踏まえ、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型貨物自動車の早期普及を図る観点から、平成24年度税制改正において、当該大型貨物自動車の新車に係る新規検査を受ける際の自動車重量税を50%軽減する特例措置が創設されました。

また、平成24年4月に発生した関越自動車道における高速バス事故を契機に、バスの安全対策を強化する観点から、バスに対する衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを含めた車両安全対策の検討が進められました。その結果、車両総重量が5tを超えるバス等（人の運送の用に供する自動車で乗車定員が10人以上のもの（立席を有するものを除きます。）をいいます。以下同じです。）に対する衝突被害軽減ブレーキの技術基準の策定等が行われたことから、その早期普及を図る観点から、平成25年度税制改正において、本措置の対象に車両総重量が5tを超えるバス等であって衝突被害軽減ブレーキを装備したものを加えることとされました。

平成27年度税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速化させる観点から、本措置の適用対象車の範囲を拡充するとともに、対象装置に車両安定性制御装置を追加した上、3年間の延長措置が講じられました。

平成29年度税制改正において、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした道路運送法の改正（貸切バス事業者の事業許可の更新制の導入・罰則強化など）等による貸切バス運行の安全性強化の一環として、本措置の対象に車両総重量が12tを超えるバス等であって車線逸脱警報装置を装備したものが追加されました。

平成30年度税制改正において、車両安定性制御装置等の早期普及により交通事故の防止及び被害軽減を加速させる観点から、車線逸脱警報装置を装備した車両に係る措置につき、対象と

なる車両の見直しを行った上、その適用期限が3年延長され、令和3年4月30日までの措置とされました。

(2) 改正前の制度の概要

以下の場合において、その新車に係る新規検査を受ける際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減、50%軽減又は25%軽減することとされていました。

- ① 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除きます。⑤までにおいて同じです。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ又は車線逸脱警報装置のうちいずれか2以上の装置（車両総重量が5t以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置）を装備したもの（自動車検査証にこれらの装置のいずれか2以上を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から令和元年10月31日（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合 当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減する（旧措法90の14①、旧措規40の7①～⑥）。
- ② 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを装備したもの（自動車検査証にこれらの装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から同年10月31日までに新車に係る新規検査を受ける場合 当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する（旧措法90の14②、旧措規40の7⑦）。
- ③ 車両総重量が12t以下のバス等及び車両総重量が3.5tを超え20t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキのいずれか一方の装置（車両総重量が

- 5 t 以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ）を装備したもの（①に該当するものを除き、自動車検査証にこれらの装置のいずれか一方の装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から令和元年10月31日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合 当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する（旧措法90の14③、旧措規40の7⑧）。
- ④ バス等及び車両総重量が3.5 tを超え22 t以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を装備したもの（①又は②に該当するものを除き、自動車検査証に車線逸脱警報装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、平成30年5月1日から令和元年10月31日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年10月31日、車両総重量が20 tを超え22 t以下のトラックにあつては令和2年10月31日）までに新車に係る新規検査を受ける場合 当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減する（旧措法90の14④、旧措規40の7⑨）。
- ⑤ 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置）を装備したものの（自動車検査証にこれらの装置を装備した車両であることが記載されている自動車に限ります。）について、令和元年11月1日（車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラックにあつては平成30年11月1日）から令和3年4月30日までに新車に係る新規検査を受ける場合 当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する（旧措法90の14⑤、旧措規40の7⑩）。
- (3) 改正の内容
- 本措置については、新たに装備の義務化が決定された側方衝突警報装置を対象装置に追加するなど、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長することとされました。
- ① 車両総重量が8 tを超え20 t以下のトラック（トラクタ及びトレーラーを除きます。②において同じです。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備したものの（自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和3年5月1日から同年10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を75%軽減することとされました（措法90の14①、措規40の7①～⑥）。
- ② 車両総重量が12 t以下のバス等及び車両総重量が3.5 tを超え20 t以下のトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（車両総重量が5 t以下のバス等にあつては衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものの（①に該当するものを除き、自動車検査証においてこれらの装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和3年5月1日から同年10月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減することとされました（措法90の14②、措規40の7⑦⑧）。
- ③ 車両総重量が8 tを超えるトラック（トレーラーを除きます。）のうち、側方衝突警報装置を装備したものの（①の適用のあるものを除き、自動車検査証において側方衝突警報装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車に限ります。）について、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間

に新車に係る新規検査を受ける場合には、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を25%軽減することとされました（措法90の14③、措規40の7⑨）。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和3年5月1日以後に自動車検査証の交付を受ける自動車について適用されます（改正法附則1二）。

五 印紙税関係の改正

1 東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

東日本大震災については、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたるなど極めて大規模であること、また多くの政府系金融機関等において、従来の制度に比して一層の貸付利率の引下げが行われた東日本大震災の被災者等に対する災害貸付制度が設けられていること等を踏まえ、被災者等の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減し、地方公共団体や政府系金融機関等による金融支援を側面から支える観点から、公的貸付機関等が東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

その後、民間金融機関においても独自に東日本大震災の被災者等に対する特別貸付制度を設け金融支援を行っている実態を踏まえ、民間金融機関による金融支援を側面から支えるとともに、公的貸付機関等が行う特別貸付けとのバランスを図る観点から、民間金融機関が東日本大震災の被災者である一定の者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書についても、本措置の対象に追加されました。

(2) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が、東日本大震

災の被災者等に対して他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされていました（旧震災税特法47、震災税特令37）。

(注1) 公的貸付機関等とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団などをいいます（震災税特令37①）。

(注2) 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫をいいます（震災税特令37③）。

(3) 改正の内容

本措置については、復興期間が延長され、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たに「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました（震災税特法47）。

2 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

東日本大震災による津波の影響により、多くの建物が壊滅的な被害を受けたことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により建物が被害を受けた者の事業や生活の再建を支援する観点から、被災した建物に代わる建物を取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

その後、福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示等が発せられた地域への立ち入りが禁止される等の状態が続いていることを踏まえ、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物に代わる建物を取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等についても、本措置の対象に追加されました。

(注) 「警戒区域設定指示等」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った一定の指示をいいます（震災特法37①一、震災特規13②）。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災の被災者（その所有する建物が被害を受けたことにつき、市町村長等から証明を受けた者又は対象区域内建物の所有者であることにつき、市町村長等から証明を受けた者に限ります。）又はその者の相続人等が、次の①から⑥までのいずれかの場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成され

るものに限ります。）のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日まで（対象区域内建物に係るものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日と同年3月31日とのいずれか早い日まで）の間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされていきました（旧震災特法49、震災特令39）。

- ① 滅失等建物又は対象区域内建物が所在した土地を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ② 損壊建物又は対象区域内建物を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ③ 代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ④ 代替建物を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
- ⑤ 代替建物を新築する場合（建設工事の請負に関する契約書）
- ⑥ 損壊建物を修繕する場合（建設工事の請負に関する契約書）

なお、本措置の適用を受けるためには、適用を受けようとする不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書に、東日本大震災によりその所有する建物が被害を受けたこと又は対象区域内建物の所有者であることについて、その建物の所在地の市町村長等から交付を受けた証明書を添付しなければなりません。

(注) 滅失等建物とは、東日本大震災により滅失又は損壊したため取り壊した建物をいい、損壊建物とは、東日本大震災により損壊した建物をいい、対象区域内建物とは、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物（滅失等建物及び損壊建物を除きます。）をいい、代替建物とは、滅失等建物又は対象区域内建物に代わる一定の建物をいいます。

(3) 改正の内容

本措置については、復興期間が延長され、令

和3年度から令和7年度までの5年間で新たに「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました（震災税法49）。

3 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

東日本大震災により、農用地において、津波による塩害の被害や福島第一原子力発電所の事故による被害を受け、営農再開が困難となった農用地が多く発生したことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により農用地に被害を受けた者の事業や生活の再建を支援する観点から、被災した農用地に代わる農用地を取得する際に作成する不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

(2) 改正前の制度の概要

農業を営む東日本大震災の被災者（所有農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けたことにつき、農業委員会から証明を受けた者又は対象区域内農用地の所有者若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、市町村長から証明を受けた者に限ります。）又はその者の相続人等が、次の①から③までのいずれかの場合において作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日まで（対象区域内農用地に係るものについては、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日と同年3月31日とのいずれか早い日まで）の間に作成されるも

のについて印紙税を非課税とすることとされてきました（旧震災税法50、震災税特令40）。

- ① 被災農用地又は対象区域内農用地を譲渡する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
 - ② 代替農用地を取得する場合（不動産の譲渡に関する契約書）
 - ③ 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合（地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書）
- なお、本措置の適用を受けるためには、適用を受けようとする不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書に、東日本大震災によりその所有する農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることについて、その農用地の所在地の農業委員会から受けた証明書又は対象区域内農用地の所有者若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることについて、その対象区域内農用地の所在地の市町村長から受けた証明書を添付しなければなりません。

（注）被災農用地とは、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地で一定のものをいい、対象区域内農用地とは、警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した農用地（被災農用地を除きます。）をいい、代替農用地とは、被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地をいいます。

(3) 改正の内容

本措置については、復興期間が延長され、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たに「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、その適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました（震災税法50）。

4 東日本大震災の被災者が作成する船舶又は航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の延長等

(1) 制度の趣旨等

東日本大震災により、漁船をはじめとする多くの船舶又は航空機が津波の影響により流出又は損壊する等の被害を受けたことを踏まえ、東日本大震災からの早期復興を図るための税制上の措置の一環として、東日本大震災により船舶又は航空機に被害を受けた者の事業の再建を支援する観点から、被災した船舶又は航空機に代わる船舶又は航空機を取得する際に作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が創設されました。

(2) 改正前の制度の概要

東日本大震災の被災者である一定の者又はその者の相続人等が、東日本大震災により滅失し、又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶若しくは航空機に代わる船舶若しくは航空機を取得し、又は建造する場合において作成する船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は船舶若しくは航空機の建造に係る請負に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについて印紙税を非課税とすることとされていました（旧震災税特法51、旧震災税特令41、旧震災税特規21）。

また、この非課税措置の適用を受けるためには、その適用を受けようとする船舶若しくは航空機の譲渡に関する契約書又は船舶若しくは航空機の建造に係る請負に関する契約書に、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した船舶若しくは航空機又は東日本大震災により損壊したため取り壊した船舶若しくは航空機であることを明らかにするものに限り、以下「被災証明書類」といいます。）を添付しなければな

りません（旧震災税特令41①、旧震災税特規21）。

- ① 船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの
- ② 漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの
- ③ 船員法第19条の規定による報告（同条第1号に係るものに限り、）に関する書類の写しで船員法施行規則第15条の規定による地方運輸局長の証明があるもの
- ④ 小型船舶登録原簿に記載されている事項を証明した書面で当該小型船舶の登録が抹消された事実を証するもの
- ⑤ 航空機登録原簿の謄本又は抄本で当該航空機の登録が抹消された事実を証するもの
- ⑥ 当該船舶又は当該航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

(3) 改正の内容

復興期間が延長され、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たに「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことを踏まえ、本措置の適用期限を5年延長し、令和8年3月31日までの措置とすることとされました（震災税特法51）。

また、延長に当たっては、本措置の適用状況を踏まえ、その対象から漁船以外の船舶及び航空機を除外することとされました（震災税特法51、震災税特令41）。この見直しに伴い、被災証明書類は、次に掲げる書類（東日本大震災により滅失した漁船又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船であることを明らかにするものに限り、）とされました（震災税特規21）。

- ① 漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの
- ② 当該漁船につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

5 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が特定事業者（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。以下同じです。）に対して新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けたことを条件として他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、特定日として規定された令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされてきました（新型コロナ特法11、旧新型コロナ特令8、新型コロナ特規6）。

（注1） 公的貸付機関等とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構などをいいます（新型コロナ特法11①、新型コロナ特令8①、新型コロナ特規6①）。

（注2） 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協

同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行をいいます（新型コロナ特法11②、新型コロナ特令8④）。

(2) 改正の内容

本措置については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受ける事業者が未だ多くあり、これを受け、多くの公的貸付機関等及び金融機関が引き続き特定事業者に対する特別貸付制度を存置していることを踏まえ、その適用期限を延長し、令和4年3月31日までの措置とすることとされました（新型コロナ特令8③）。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和3年2月1日から施行されています（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第8号）附則）。